



平成 24 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社テラプローブ
代 表 者 代表取締役社長 渡辺 雄一郎
(コード番号：6627) 東証マザーズ
問 合 せ 先 執行役員 CFO 神戸 一仁
(TEL 045-476-5711)

**当社の主要取引先かつ「その他の関係会社」であるエルピーダメモリ株式会社の
会社更生手続きに関するお知らせ (続報)**

当社の主要取引先かつ「その他の関係会社」でありますエルピーダメモリ株式会社は、平成 24 年 2 月 27 日に会社更生手続開始の申立てを行っておりましたが、平成 24 年 3 月 23 日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がなされた旨の通知が同社よりございましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 相手方の名称等

(名 称) エルピーダメモリ株式会社
(本店所在地) 東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
(代表者名) 代表取締役社長兼 CEO 坂本 幸雄

2. 開示の内容

詳細につきましては、添付書類 (エルピーダメモリ株式会社発表の「当社及び当社子会社の会社更生手続開始決定に関するお知らせ」) をご参照下さい。

3. 当社との関係

- (1) 資本関係 議決権被所有割合 39.64% (平成 23 年 9 月 30 日現在)
- (2) 人的関係 該当事項はありません (平成 23 年 9 月 30 日現在)
- (3) 取引関係 エルピーダメモリ株式会社が製造する DRAM のテスト受託及び関連業務

4. 開始決定の影響及び当社の今後の見通し

今回、エルピーダメモリ株式会社の会社更生手続開始決定がなされたことは、東京地方裁判所が同社に更生の見通しがあると判断したものと当社では認識しております。今後、早期に更生計画の認可決定がなされ、更生債権の弁済へ進展することが当社にとっても重要であることから、当社は同社広島工場向けのウエハテスト業務を従来どおり受託して参ります。

当社では、九州事業所を中心に引き続きイメージセンサ、アナログ及びパワー半導体などを中心としたシステム LSI 分野のテスト受託拡大に向けた営業活動を積極的に推進し、設備投資等も継続して参ります。これにより DRAM 製品への依存度を軽減し、より安定した事業基盤を構築いたします。

なお、平成 24 年 3 月期の業績への影響につきましては、現在精査中であり、その影響が確定し次第、速やかに開示いたします。

以 上

ELPIDA



平成 24 年 3 月 23 日

各 位

会社名 エルピーダメモリ株式会社
代表者名 管財人 坂本 幸雄
管財人弁護士 小林 信明
(コード番号 6665 東証第 1 部)
問い合わせ先 代表電話
(TEL 03-3281-1500)

当社及び当社子会社の会社更生手続開始決定に関するお知らせ

平成 24 年 2 月 27 日に開示いたしました「会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ」及び「当社子会社の会社更生手続開始の申立て及び債権の回収不能に関するお知らせ」のとおり、当社及び当社の連結子会社である秋田エルピーダメモリ株式会社は、平成 24 年 2 月 27 日に東京地方裁判所に対し、会社更生手続開始の申立てを行いました。このたび平成 24 年 3 月 23 日午後 5 時に、同裁判所より会社更生手続開始決定がなされ、同時に当社の代表取締役 CEO である坂本幸雄及び当社申立代理人の小林信明弁護士が管財人に選任されました。また、同裁判所より併せて調査命令も発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これまでご支援ご協力をいただきました関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めてお詫び申し上げます。今後は、管財人のもと、全社一丸となって事業再建に全力を尽くして参る所存ですので、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、上場廃止後の株式の取扱いにつきましては、当社ホームページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 会社更生手続開始決定及び調査命令

(1) エルピーダメモリ株式会社

平成 24 年 (ミ) 第 1 号会社更生事件 (平成 24 年 2 月 27 日会社更生手続開始申立て) について、平成 24 年 3 月 23 日午後 5 時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定が出され、同時に調査命令が発せられました。

(2) 秋田エルピーダメモリ株式会社

平成 24 年 (ミ) 第 2 号会社更生事件 (平成 24 年 2 月 27 日会社更生手続開始申立て) について、平成 24 年 3 月 23 日午後 5 時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定が出され、同時に調査命令が発せられました。

2. 管財人団及び調査委員の氏名（2社共通）

管財人		坂本 幸雄
管財人	弁護士	小林 信明
管財人代理		五味 秀樹
管財人代理		木下 嘉隆
管財人代理	弁護士	渡邊 光誠 等
調査委員	弁護士	土岐 敦司

3. 会社更生手続に関する今後の予定（2社共通）

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| (1) 関係人が管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間 | 平成 24 年 4 月 20 日まで |
| (2) 更生債権等の届出期間 | 平成 24 年 5 月 21 日まで |
| (3) 管財人の報告書（会社更生法 84 条 1 項）の提出期限 | 平成 24 年 5 月 29 日 |
| (4) 認否書の提出期限 | 平成 24 年 6 月 19 日 |
| (5) 一般調査期間 | 平成 24 年 6 月 26 日から同年 7 月 3 日まで |
| (6) 更生計画案の提出期限（関係人） | 平成 24 年 8 月 14 日 |
| (7) 更生計画案の提出期限（管財人） | 平成 24 年 8 月 21 日 |

(注) 上記日程につきましては、今後の手続の進行によっては変更となる場合があります。

以上